

## 埋蔵文化財調査手続きについて(主な流れ)

住宅やマンションの建築、宅地造成など、周知の埋蔵文化財包蔵地（古墳、城跡、寺院跡、集落跡など遺跡があると思われる場所）内で土木工事等を行う場合は、「文化財保護法」第 93 条の規定により、60 日前に教育委員会に届出をする必要があります。

工事の内容によって、事前調整、確認のための試掘調査などを適切に行い、開発がスムーズに進められるように努めています。次のような手続きが必要となります。



### 《本発掘調査》

- ・埋蔵文化財が所在する上面から 20 cm 上方よりも深く掘削する工事の場合
- ・埋蔵文化財が所在する上面から 2 m 以上埋める造成工事の場合
- ・恒久的な工作物（道路、河川、ダムなど）を設置する場合———などに実施します。